

和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程

制 定 令和 元年 1 月 2 2 日

法人和歌山大学規程第 2 1 8 5 号

最終改正 令和 3 年 1 月 2 2 日

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 本規程は、和歌山大学学則第 2 8 条第 4 項、第 3 3 条第 2 項、第 6 9 条第 5 項及び第 7 1 条第 2 項の規定に基づき、和歌山大学の学部及び大学院における授業期間、単位の計算方法及び単位修得の判定並びに成績評価及び GPA (Grade Point Average) 制度について必要な事項を定めるものである。

第 2 章 授業期間、単位の計算方法

(1 年間の授業期間)

第 2 条 1 年間の授業を行う期間は、試験等の期間を含め、3 5 週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第 3 条 各授業科目の授業は、原則として 8 週又は 1 5 週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

(単位の計算方法)

第 4 条 1 単位の授業科目は 4 5 時間の学修を必要とする内容をもって構成されるものとし、1 単位の授業科目に必要な授業時間数は、次の各号のとおりとする。

- (1) 講義は、1 5 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 演習は、1 5 時間から 3 0 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (3) 実験、実習及び実技は、3 0 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (4) 二以上の方法の併用による場合については、第 1 号から第 3 号の時間数にそれぞれの方法による割合を乗じて得た時間数の和をもって 1 単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、必要な学修等を考慮して、教授会または研究科会議の議を経て単位数を定めることができる。

第 3 章 単位修得の判定

(成績評価の基本方針)

第 5 条 和歌山大学は、授業科目ごとにあらかじめ明示した到達目標と評価方法に基づき、求められる学修成果を学生が身につけられたかを評価し、合格とされた授業科目に対して単位を認定する。

(成績評価)

第 6 条 成績評価は、授業開設学期末に到達目標の達成度に応じて、100 点満点の素点及び

以下の評価区分で行う。ただし、授業開設学期中に休学または停学の期間がある場合には成績評価は行わず、単位を認定しない。

- (1) S 合格 (90 点以上) 特に優れた成果を修めた。
- (2) A 合格 (80～89 点) 優れた成果を修めた。
- (3) B 合格 (70～79 点) 期待される成果を修めた。
- (4) C 合格 (60～69 点) 必要とされる最低限の成果を修めた。
- (5) F 不合格 (60 点未満) 必要とされる成果を修めることができなかった。

2 前項の規定にかかわらず、素点及び評価区分による評価が困難な科目については、合否のみの評価をすることができる。

- (1) 合格 あらかじめ明示された到達目標を達成している。
- (2) 不合格 あらかじめ明示された到達目標を達成していない。

3 学則第30条、第31条、第32条、第72条及び第74条の規定により単位を修得したとみなす授業科目の評価は、認定とする。

(異議申し立て)

第7条 学生は、成績評価について異議のある場合は、別に定める方法により異議申し立てを行うことができる。

(成績評価の検証)

第8条 学部若しくは研究科又は教養・協働教育部門「教養の森」ユニット及び教員は、実施された授業科目の成績評価について、授業科目ごとの成績分布のデータ等を活用して、厳格な成績評価が適切に行われているかを検証しなければならない。

2 前項の検証の方法については、別に定める。

第4章 GPA制度

(GPA制度の目的)

第9条 本学は、教育課程を通じた学修到達度を客観的に評価し、修学指導に活用することにより、学生の学習意欲向上に資することを目的として、GPA制度を実施する。

(GP値の計算方法)

第10条 本学におけるGP値は、各授業科目の素点評価に対応した(素点-55) / 10の計算式により算出した以下の表のとおりとする。なお、計算式によりGP値が0.5未満の場合(素点評価59点以下)はGP値を0.0とする。

評価	S										
素点	100	99	98	97	96	95	94	93	92	91	90
GP	4.5	4.4	4.3	4.2	4.1	4.0	3.9	3.8	3.7	3.6	3.5

評価	A									
素点	89	88	87	86	85	84	83	82	81	80
G P	3.4	3.3	3.2	3.1	3.0	2.9	2.8	2.7	2.6	2.5

評価	B									
素点	79	78	77	76	75	74	73	72	71	70
G P	2.4	2.3	2.2	2.1	2.0	1.9	1.8	1.7	1.6	1.5

評価	C									
素点	69	68	67	66	65	64	63	62	61	60
G P	1.4	1.3	1.2	1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5

評価	F
素点	59 点以下
G P	0

(G P Aの種類と計算方法)

第11条 G P Aは、当該学期における学修の成果指標としてのG P A (以下「学期G P A」という。)及び在学中における全期間の学修の成果指標としてのG P A (以下「通算 G P A」という。)に区分するものとする。

2 学期G P A及び通算G P Aの計算は、次の各号の定めるところによるものとし、算出された数値の小数点以下第3位を四捨五入するものとする。

(1) 学期G P Aの計算式

学期G P A = [当該学期に履修登録した各科目の (G P × 単位数) の合計] ÷ [当該学期の成績評価を受けた全科目の単位数合計]

(2) 通算G P Aの計算式

通算G P A = [入学時から履修登録した各科目の (G P × 単位数) の合計] ÷ [入学時から成績評価を受けた全科目の単位数合計]

3 不合格科目を再履修し、合格の評価を得た場合及び再履修したが不合格の評価であった場合、それぞれの再履修前の不合格評価については、通算G P Aには算入しない。ただし、学期G P Aにはそれぞれ算入する。

4 G P Aの計算は、学期ごとに指定された期日までに確定した成績に基づいて行うものとし、追試験等のため期日までに成績が確定していない科目については、学期G P Aには算入しない。ただし、通算G P Aには算入する。

(G P A対象科目)

第12条 G P Aの対象科目は、学部又は研究科において、第6条第1項に定める評価によって成績認定される科目であって、卒業要件に算入できる科目とする。

(G P Aから除外する科目)

第13条 GPAから除外する授業科目は、次の各号に掲げる授業科目とする。

- (1) 所定の手続きにより履修の取り消しを行った授業科目
- (2) 各学部又は研究科において指定した授業科目
(GPAの通知及び記載)

第14条 GPAの学生への通知は、学期GPA及び通算GPAを記載して行う。

第5章 雑則

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、成績評価及びGPA制度の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

ただし、令和2年3月31日以前に入学した学生及び令和2年3月31日以前に入学した学生の属する年次に再入学、転入学又は編入学した学生については、第6条の規定に関わらず、なお従前の例による。

2 和歌山大学におけるGPA制度に関する要項は、令和2年4月1日付けで廃止する。

附 則 (令和3年1月22日一部改正：法人和歌山大学規程第2325号)

この改正規程は、令和3年1月22日から施行し、令和2年4月1日から適用する。